

令和7年

第4回定例市議会

議案書

阿久根市

公開用

付 議 事 件

| 報 告 番 号 | 件 名 | ペ ー ジ |
|------------|---|-------|
| 11 | 議会の委任による専決処分の報告について | 1 |
| 議 案 番 号 | 件 名 | ペ ー ジ |
| 48 | 損害賠償の額の決定について | 3 |
| 49 | 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について | 4 |
| 50 | 阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 6 |
| 51 | 阿久根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 10 |
| 52 | 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第3号） | 別 冊 |
| 53 | 令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | 別 冊 |
| 54 | 令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号） | 別 冊 |

報告第11号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月28日提出

阿久根市長 西 平 良 将

専決第8号

損害賠償の額を定め、和解することの専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月7日

阿久根市長 西 平 良 将

1 概要

令和7年10月9日、公用車運転中に誤って相手方のブロック塀に接触し、損傷させたものである。

2 相手方

- (1) 住 所 ※※※※※※※※※※
- (2) 氏 名 ※※※※※※

3 損害賠償の額

8,800円（ブロック塀の修理費）

専決処分する理由

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項の指定について（平成24年9月26日議決）の定めるところにより、専決処分する。

損害賠償の額の決定について

戸籍総合システムのリース契約の一部解約に関し、次のとおり損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

阿久根市長 西 平 良 将

1 損害賠償の額

1,689,534円

2 損害賠償の相手方

- (1) 住 所 福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号
- (2) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 九州支店
九州支店長 齋 藤 義 弘

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、戸籍システムをクラウド環境に移行することとし、これにより不要となる一部の機器のリース契約を解約することによる損害賠償の額を定めようとするものである。

議案第49号

阿久根市火葬場の指定管理者の指定について

阿久根市火葬場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年11月28日提出

阿久根市長 西 平 良 将

1 指定管理者に管理を行わせる施設

阿久根市葬斎場 佛石の里

2 指定管理者に指定する団体

有限会社 本石材店

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

阿久根市火葬場の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第49号参考

指定管理者に指定する団体の概要

1 団体の名称 有限会社 本石材店

2 代表者名 代表取締役 本 正 治

3 所在地 阿久根市鶴見町107番地

4 設立年月日 平成14年5月21日

5 資本金 3,000,000円

6 従業員数 8名

7 主な事業内容

- (1) 石材の加工並びに販売
- (2) 石材、石材製品の輸入及び販売
- (3) 葬祭の請負
- (4) 阿久根市火葬場の火葬業務、日常の清掃業務
- (5) 前各号に附帯する一切の業務

議案第50号

阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり定める。

令和7年11月28日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者宛名番号管理
機能を実装するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市個人番号の利用等に関する条例（平成27年阿久根市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1の表中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に次の1項を加える。

| | |
|------|---|
| 6 市長 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
|------|---|

別表第1に次の1項を加える。

| | |
|---------|---|
| 9 教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
|---------|---|

別表第2の1の項中

| |
|---|
| 「阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」 |
|---|

を

| |
|---|
| 「阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの」 |
| 「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」 |

に改め、同表 2 の項中

「

| |
|-------------------------------|
| 重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |
|-------------------------------|

」

を

「

| |
|-------------------------------|
| 重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの |
| 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |

」

に改め、同表 3 の項中

「

| |
|---------------------|
| 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
|---------------------|

」

を

「

| |
|----------------------|
| 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |

」

に改め、同表 4 の項中

「

| |
|---------------------|
| 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
|---------------------|

」

を

「

| |
|----------------------|
| 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |

」

に改め、同表 5 の項中

「

| |
|----------------------|
| 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
|----------------------|

」

を

「

| |
|----------------------|
| 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |

」

に改める。

別表第 3 に次の 1 項を加える。

| | | | |
|---------|---|----|------------------------------|
| 3 教育委員会 | 住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの | 市長 | 住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの |
|---------|---|----|------------------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

阿久根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

阿久根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和7年11月28日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

(別紙)

阿久根市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第2条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定める基準をもって、その基準とする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

